

株式会社テイルズケア
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026（令和8）年4月1日～2031（令和13）年3月31日までの5年間

2. 当社の課題

総合職の残業時間が長いこと、育児との両立が難しいと考えられており、総合職への女性の応募や転換を目指す女性社員が少ない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

総合職に占める女性の割合を、全社員に占める女性割合と同程度の40%以上とする。

<実施時期・取組内容>

2026年6月～ 一般職を対象としたイメージを変える研修で転換の意識を変え、上司から積極的に総合職への働き掛けを行う。

2029年4月～ 進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組の見直しを行う。

目標 2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

管理職一人当たりの月平均残業時間を20時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

2026年6月～ 管理職の業務時間内訳を可視化

2026年9月～ ITツールの活用を行い時間の短縮を実施

2027年4月～ 事務作業や定型業務をアシスタント職や外部へ切り出し

2029年4月～ 役員クラスが自ら定時に帰る姿勢を見せる

2025年8月1日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	107.7%
正社員	76.8%
パート・有期社員 派遣労働者	101.0%

説明欄

対象期間: 令和7年度(2024年8月1日~2025年7月31日まで)

賃金: 基本給、超過労働に対する報酬を含み、賞与、退職手当、通勤手当等を除く